

菊川市田畑転換等農地の形状変更届について

第1 目的

この通知は、田畑転換等農地の形状変更（以下「形状変更」という。）に関し、必要な指導を行うことにより、優良農地の確保と近傍農地等の被害の防止を図り、農業経営の改善と農業生産力の増進に寄与することを目的とする。

第2 定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 形状変更

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地を耕土、土砂等により盛土して形状変更することをいう。

(2) 耕土

耕作に適する土で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物が混入していない土をいう。

(3) 土砂

農地の下層部分の盛土に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する廃棄物が混入していない土をいう。

(4) 申請者

形状変更に係る農地の所有者をいう。

(5) 工事施行者

形状変更に係る工事の請負人または請負契約によらないで自ら工事を施行する者をいう。

(6) 盛土条例等

静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年3月29日静岡県条例第20号）及び静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則（令和4年3月31日静岡県規則第24号）のことをいう。

第3 申請者等の責務

1 盛土

申請者及び工事施行者（以下「申請者等」という。）は、工事を施行するに当たって、近傍農地等の被害を防止するとともに、災害を防止し、自然環境等を保全するため、十分な措置を講ずるとともに、次の要件を満たさなければならない。

(1) 盛土は耕土を50センチメートル以上使用すること。

(2) 下層部を土砂で盛土する場合は、地元農業委員と協議して耕土の覆土高を決めること。

(3) 形状変更後の高さについては、原則として周辺道路面を超えないこと。

(4) 形状変更面積が1,000平方メートル以上、又は、形状変更に必要な耕土及び土砂の土量が1,000立方メートル以上である場合は、盛土条例等の許可を受けること。

2 関係者の承諾

申請者等は、工事をするに当たり、あらかじめ当該工事の施行に係る農地の周辺関係者の理解を得るよう努めるとともに、次の要件を満たさなければならない。

(1) 隣接農地所有者（小作地の場合は、小作人を含む。）の承諾を得ること。

(2) 近傍農地等の用排水機能を確保するとともに、地元の承諾を得ること。

(3) 形状変更農地が土地改良区の受益地の場合は、土地改良区と協議すること。

3 苦情等の解決

申請者等は、当該工事の施行に伴う苦情または紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決

に当たること。

4 関係法令の遵守

申請者等は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農地法（昭和27年法律第229号）及び関係諸法令を遵守すること。

第4 形状変更の届出

1 届出書

工事を施行しようとする申請者等は、工事着手前までに、田畑転換等農地の形状変更届出書（様式第1号、以下「届出書」という。）に次の書類を添付して、農業委員会に提出し、協議しなければならない。また、事業着手後計画変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 案内図
- (2) 公図写
- (3) 縦横断図（官民境界を明記したもの）
- (4) 盛土条例等の許可証の写し（※盛土条例等対象農地に限る）

2 同意書

協議が成立した場合は、農業委員会は、田畑転換等農地の形状変更同意書（様式第2号、以下「同意書」という。）を申請者等に発行する。

第5 工事の着手

申請者等は、同意書を受領した後でなければ、工事に着手してはならない。

第6 工事の施行

1 届出書等の内容の遵守

申請者等は、工事を施行するに当たっては、届出書及び同意書の内容を遵守しなければならない。

2 工事期間

工事は、1年以内に完了するものとする。1年を超過する特別の事情がある場合は、農業委員会会長と協議しなければならない。

第7 工事の完了

申請者等は、工事が完了したときは、農業委員確認の上、田畑転換等農地の形状変更工事完了届（様式第3号）に次の書類を添付して、速やかに農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 完了写真

第8 農地の利用

申請者は、工事が完了した後の農地については、届出書に記載した内容に従って利用するとともに、適正に耕作しなければならない。